競技規則
（Technical Rules：TR）

競技規則・第1部　総 則

TR 1.　総　則

国内で開催される全ての公認競技会は、日本陸上競技連盟（以下本連盟という）の競技規則に基づいて行われなければならない。このことは大会要項やプログラム等に明記しなければならない。

〔国際〕

ワールドランキングコンペティションは、WA競技会規則（CR）、競技規則（TR）およびWAの定める諸規則に従って行われなければならず、WAグローバルカレンダーに記載されるものとする。

いかなる競技会も、WAが定めるWA競技会規則（CR）、競技規則（TR）を適用せずに競技を実施することができる。但し、競技者にWA競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。これら競技会の方式は当該競技会統括団体が決定または承認する。

競技場外で行われる大規模競技会で、エリートや年齢などその区分ごとに順位や表彰が行われる競技に参加する競技者には、本規則が全面的に適用される。主催者は、特に安全に関する規則など、参加に際して適用されるその他の規則等の概要を示さなければならない。

〔注意〕

ワールドランキングコンペティションに該当しない競技会であっても、加盟団体はWA競技会規則（CR）、競技規則（TR）およびWAの定める諸規則を適用して実施するべきである。

これらの規則は既に厳密な適用からある程度変化させて適用することを想定しているが、競技会主催者は競技の形式において、さらに多様な方法を採用してもよいことが強調されている。但し唯一の制限は、競技者がそのような状況においてより多くの「権利」を受け取ることがあってはならないということである。例えば、フィール

ド種目で、試技回数を減らしたり、残り時間を減らしたりは許されるが、それぞれ増やすことは認められない。
参加者が多い大規模なランニング大会およびウォーキングイベントに関しては、競技会主催者は参加者全員に対する情報の中で、各カテゴリーに適用される規則や手順を、特にレースの全部または一部が交通規制されていない場合の安全性の考慮事項を強調することが推奨される。例えば、エリートランナーやTR6.3が適用されるその他のカテゴリーで出場する競技者を除き、完全閉鎖されたコースで走っている場合にはヘッドまたはイヤホンを使用することを許可するにしても、コースの規制が行われていない場合には、走るスピードが遅いランナーに対しては使用を禁止する（少なくとも推奨しない）。

TR 2.　陸上競技場

陸上競技場のトラックや助走路の表面は、ランニングシューズのスパイクを受け止められるように堅固で均一とする。
WA陸上競技施設マニュアルの基準を満たす堅固で均一な舗装材は、陸上競技において使用することができる。
〔国内〕
本連盟が主催、共催する競技会は、本連盟の公認に関する諸規程に合致した競技場で行う。
〔国際〕
ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)に該当する400mトラックで行う競技会は、WAクラス1の認証を受けている施設のみで行なうことができる。また、ワールドランキングコンペティション定義1.(c)、(d)、(e)と2.に該当するいかなる屋外競技会も、こうした施設で行うことが望ましい。
いずれの場合もワールドランキングコンペティション定義1.(c)と2.(a)、(b)、(c)に該当する400mトラックで行う競技会の競技施設は、WAクラス2の認証が必要である。
ワールドランキングコンペティション定義1.(d)、(e)と2.(d)、(e)および3.に該当する全ての競技会も、認証施設で開催されることが推奨される。または、当該施設は少なくとも随時修正される規程と

規則に必ず合致していなければならない。適用される規則またはワールドランキングコンペティションのカテゴリーで必要とされる場合、施設は認証を受けなければならない。

〔国際ー注意〕

i　WA陸上競技施設マニュアル（The World Athletics Track and Field Facilities Manual）には、トラックの計測やマーキングに関する詳細な図を含め、トラックとフィールド施設の規格と建造に関する詳細かつ明確な仕様があり、WAのウェブサイトから入手できる。

ii　使用が義務付けられている現行の認証申請および検査報告の標準様式および認証システムの手順は、WA事務局から、あるいはWAのウェブサイトから入手できる。

〔注意〕

iii　道路競歩、道路競技、クロスカントリー、マウンテン、トレイルコースについてはTR54.11, 55.2, 55.3, 56.1～56.5, 57.1を参照すること。

iv　200mトラック（ショート・トラック）競技施設についてはTR41を参照すること。

TR 3.　年齢とカテゴリー

年齢区分

3.1　この規則の下で行われる競技会は以下に示す年齢区分に分けるか、競技会規程に追加で定めたり、競技会統括団体が定めた区分によって分けたりすることができる。

- アンダー18（U18）男子・女子：
  競技会が行われる年の12月31日現在で
  16歳あるいは17歳の競技者
- アンダー20（U20）男子・女子：
  競技会が行われる年の12月31日現在で
  18歳あるいは19歳の競技者
- マスターズ男子・女子　：
  35歳以上の男子・女子

〔注意〕

i　マスターズ競技会に関する事項は、WAおよびWMAのカウンシルが承認したWA／WMAハンドブックを準用する。

ii　最低年齢を含む競技会への参加資格は、各競技会規程に従わなければならない。

〔国内〕

国内のU18、U20競技会では年齢区分の下限は設けない。

3.2　競技者が当該年齢区分に分類されるのであれば、本規則により当該年齢区分対象の競技会に出場する資格を持つ。競技者は有効なパスポートやその他競技会の規則によって認められた証拠書式を提示することで年齢の証明をしなければならない。そのような証拠を提出できなかったり、拒否したりした競技者は競技に参加することは許されない。

〔注意〕

TR3の規定に違反した場合の制裁措置については、資格に関する規程（Eligibility Rules）を参照すること。

TR3.1は、特定の方法で年齢グループを定義しているが、どの年齢グループが適用されるのか、〔注意〕iiによって想定される出場できる競技者の年齢の下限を定めるのかは、各競技会の規程である。

性別カテゴリー

3.3　この競技規則によって行われる競技会は、男性・女性のカテゴリーに分類される。特定の競技区分に関する要件はTR9において規定される

3.4　男性カテゴリーと女性カテゴリーにおける競技参加資格は、資格規定（the Eligibility Rules）により定められる。

TR 4.　申し込み

4.1　本連盟の規則によって行われる競技会では、参加申し込みは有資格競技者に限られる。

4.2　外国人が自国外の競技会に出場する資格は、参加資格規則（Eligibility Rules）第5条「国際競技会で競技するための要件（Requirements to Compete in International Competitions

Rules）」に記載されている通りである。この資格は、総務（〔国際〕技術代表）に対し異議が申し立てられない限りは、認められる（TR8.1参照）。

〔国内〕

外国人が日本の競技会に出場する場合は、競技者の自国・地域の加盟団体の参加資格を持ち、同加盟団体の参加承認がなければ出場することは認められない。

同時開催競技への申し込み

4.3　競技者がトラック競技とフィールド競技の両方にエントリーしている場合、あるいはエントリーしている複数のフィールド競技が同時に行われる場合には、審判長はフィールド競技の各試技の1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳では各試技に一度、競技会に先立って決められたスタートリスト記載の順序によらないで、あるいはTR25.6.1に従って決定された順序によらないで、試技を行うことを認めることができる。もし、その後の試技を行うべき順序の際に競技者が不在の場合は、その試技時間が過ぎればパス扱いとする。このことは審判長が認めた特定のラウンドや試技のみでありうるが、競技者がその後のラウンドや試技を行わなければ、競技順序は再びスタートリスト記載の、あるいはTR25.6.1に従って決定される順序によって行われ、試技を行うべき順序の際に競技者が不在の場合は、その試技時間が過ぎれば無効試技とする。

〔国内〕

走高跳および棒高跳においては、事前に申告すれば無効試技扱いとすることができる。

但し、ワールドランキングコンペティションでは、パス扱いとしなければならない。

〔注意〕

審判長はフィールド競技の最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。混成競技ではどのラウンドでも異なる順序で試技を行うことを認めることができる。

〔注意〕は、別の種目との重複出場のために試技の最終ラウンドにおいて（試技のラウンド回数に関係なく）、競技者が異なる順序で試技を行うことを認めてはならないということを明確に規定している。競技者が最終ラウンドの場におらず、それ以前にパスすることを表明していない場合、その競技者の試技に許される制限時間がカウントダウンされ、時間が経過する前に戻らなければ無効試技として記録される（TR25.18参照。どのラウンドの試技においても、代替試技が与えられた場合には、通常、試技順の変更は行われない）。

参加の拒否

4.4　〔国際〕ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)、(c) と 2.(a)、(b) に該当する全ての競技会においては、以下の場合には次の競技者はリレー競技も含む当該競技会で実施される全種目（当該競技者が同時にエントリーし参加している他の種目も含む）にそれ以降、参加することは認められない。

〔国内〕

主催者は当該規則を適用することができる。

4.4.1　その種目に出場するという最終確認がなされていたにもかかわらず、出場しなかった競技者。

〔国際－注意〕

出場者の最終確認時間は、あらかじめ発表されなければならない。

4.4.2　その種目における以後の出場者を決める予選や準決勝等において資格を得たにもかかわらず、その後の競技をしなかった競技者。

〔国際－注意〕

適用する規則により敗者復活戦が行われる場合、当該競技者がその敗者復活戦に出場できなかったとしても、この規則の違反にはならない。

4.4.3　誠実に力を尽くして競技しなかった競技者。その判断は審判長が行い、公式記録で本件の記載がなされなければ

ならない。

〔国際ー注意〕

TR4.4.3で想定される状況は、混成競技の個々の種目には適用されない。

CR6に基づいて任命された医事代表によって、あるいは医事代表が任命されていない場合は主催者により任命された医師によって診察され、診断書が提示された場合、その診断書は、出場の最終確認後または予選ラウンドで競技した後に競技できなくなった競技者が翌日以降行われる種目（混成競技の各種目は除く）で競技できると認める十分な理由として受け入れられる場合がある。

最終確認後、他の正当な理由（例えば競技者自身の行動と無関係の諸条件、具体的には公的交通手段のトラブルなど）も、技術代表によって同様に認められることがある。

関連する審判長がそのような状況を認識し、レースを放棄した競技者が誠意を尽くして競技していなかったと確信した場合には、この競技者について該当するリザルト上に“DNF TR4.4.3”と記載する必要がある。技術代表がそのような決定を下す過程において、またはそれに起因する上訴をジュリーが検討する過程において、競技者本人や競技者に代わってチームから示された棄権または不参加の理由を考慮することができる。この規則は医学的理由の場合には、従わなければならないことを明確に規定している。

招集所での参加の除外

4.5　TR4.4による追加的な処分が科せられることを前提として、また別段の定めがあるある場合を除き、招集時刻（CR29参照）に招集所に不在の競技者は、当該種目への参加は認められず、DNSとして記録される。

当該審判長は、抗議に対してすぐに判断できず「抗議中」として競技を行っている競技者も含め、競技への参加除外につ

いて判断し、除外した場合は根拠となる競技規則を正式記録に明記しなければならない。

正当と認められる事由（例：競技者の責によらない公共交通機関のトラブルや招集所に掲載された時間の誤り）があり、それを審判長が認めた場合には、招集完了時刻の後でも競技者の競技への参加が認められることがある。

TR 5.　服装、競技用靴、アスリートビブス

服　装

5.1　競技者は清潔で、不快に思われないようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。その布地は濡れても透き通らないものでなければならない。また、審判員の判定を妨げるような服装を着用してはならない。

〔国内〕

全国的な競技会でのリレー競走においては、チームの出場者は同一のユニフォームを着用する。

〔国際〕

ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)、(c)と2.(a)、(b)、(c)に該当する競技会、およびワールドランキングコンペティション定義1.(e)と2.(e)に該当する競技会で加盟団体を代表する場合は、競技者はその加盟団体によって定められたユニフォームを着て参加しなければならない。

この規定は、表彰式および競技場内ビクトリーランの際にも適用する。

〔注意〕

本条は競技者が独特のヘアースタイルで参加していることも含め、「審判員の視界を妨げる懸念がある」との観点から広く解釈されるべきである。

競歩競技では、競技者は膝の部分が完全にはっきりと見える服装を着用しなければならない。但し、脚にぴったりとフィットするロングタイツの着用は認められる。

競技用靴

5.2　競競技者が競技する時は、裸足で、または片足もしくは両足に競技用靴を履いてもよい。競技者はカウンシルによって承認された競技用靴に関する全ての規則を遵守しなければならない。

靴検査に関しては、WAのウェブサイトからダウンロードできるthe Shoe Control Guidelines（靴検査ガイドライン）に具体的な情報が記載されている。特に、靴検査中に靴底の厚さを計測することは想定していない。

〔競技用靴に関する規程　主要項目抜粋〕

- 靴底（踵の下の靴底を含む）は、11本以内のスパイクを取り付けられる構造とする。
- 11個までの任意の数のスパイクを使用することができるが、スパイク取付け位置は11か所を超えてはならない。
- スパイクの長さは、9㎜（屋内は6㎜）を超えてはならない。また走高跳およびやり投の場合は、12㎜を超えてはならない。スパイクは先端近くで、少なくとも長さの半分は4㎜四方の定規に適合するように作られていなければならない。トラック製造業者もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合や、特定の形状のスパイクの使用を認めていない場合は、これを適用する。
- 医療および安全上の理由から、承認シューズのインナーソールの追加やその他の矯正装具の挿入および追加を行う場合は、WAへの事前申請とWAの承認が必要である。
- 承認シューズに対し、靴ひも、取り外し可能な靴の補強具（含むシューズへのテーピング）、ストラップの追加または取り外しは、WAへの事前届出等なしで認められる。
- 靴底の最大の厚さ（購入時から装着されているオリジナルのインナーソールを含む）は、以下の通りとする。

種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考
トラック種目 フィールド種目 （競歩を除く）	スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ 20mm	すべての跳躍種目では、前足部中央のソールは踵中央のソールより高くなってはならない。 （競技用靴に関する規程8.3項および8.4項参照：シューズ内部の長さの12％と75％の位置）。
競歩種目 （トラック、道路） 道路競走種目	40mm	
クロスカントリー	スパイクシューズ：20mm または ノン・スパイクシューズ：40mm	2026年3月31日まで適用。 競技用靴に関する規程8.6項により、2026年4月1日以降はクロスカントリー種目で着用するスパイクシューズ、ノン・スパイクシューズの厚さに制限は設けない。
マウンテンレースとトレイルレース	制限なし	

〔国内〕

駅伝競走は道路競走種目と同じ（靴底の最大の厚さ：40mm）とする。但し、競技会レベルに応じて主催者が適用・非適用を判断することは妨げない。

5.3　欠番

5.4　欠番

5.5　欠番

5.6　欠番

競技用靴に関する規程（the Athletic Shoe Regulations）も参照のこと。

アスリートビブス（ビブス）

5.7　競技者は競技中、胸と背にはっきり見えるように２枚のアスリートビブス（ビブス）をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、胸または背にのみつけるだけでもよい。アスリートビブス（ビブス）は、通常はプログラムに記載のものと同じ番号でなければならない。アスリートビブス（ビブス）の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはそ

の他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。競技の際にトラックスーツ（トレーニングシャツ）を着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。

5.8　いかなる競技会であろうと、競技者が自分のアスリートビブス（ビブス）やその他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。

5.9　アスリートビブス（ビブス）は配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだり、あるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。10,000ｍ以上の競走・競歩競技においては、風通しをよくするためにアスリートビブス（ビブス）に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。

5.10　写真判定装置を使用する競技会においては、主催者は競技者のショーツまたは下半身の側面に粘着性の腰ナンバー標識をつけさせることができる。

〔国内〕

ⅰ　アスリートビブス（ビブス）は、各人に4枚を交付することが望ましい。

ⅱ　アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横24㎝以内×縦16㎝以内とする。個人を識別する文字や数字等の大きさは、「競技会における広告および展示物に関する規程」参照。腰ナンバー標識は12cm×18cmを標準とする。

5.11　競技者が本条の各規定に従わず、

5.11.1　審判長が従うよう命じてもその命令を拒否した場合
または

5.11.2　そのまま競技に参加した場合
当該競技者は失格とする。

TR5.11はTR5のいずれかの条項が遵守されない場合の制裁措置を規定している。しかし関連する競技役員は、可能な限り競技者がこれらの規則を遵守するよう注意するとともに、従わなかった場合、

どのような結果を招くかを競技者に説明することが期待される。但し、競技者が競技会中に規則のいずれかの条項に従わず、競技役員が競技者に規則遵守を要求することが現実的でないのなら、失格となる可能性があることを競技者は留意しなければならない。
出発係と（トラック種目と場外競技担当の）監察員及び（フィールド種目担当の）審判員はこうした問題を警戒し、明らかな違反があった場合には審判長に報告する責任がある。

TR 6.　競技者に対する助力

診察および助力

6.1　診察、治療、理学治療は、主催者によって任命され、腕章、ベスト、その他の識別可能な服装を着用した公式の医療スタッフが競技区域内で、または、この目的のために総務（〔国際〕医事代表もしくは技術代表）の承認を得たチーム付き医療スタッフが競技区域外の所定の治療エリアで行うことができる。いずれの場合においても、競技の進行や競技者の試技の順序は遅らせないものとする。上記以外の他者によるこのような介助や手助けは、競技者がひとたび招集所を出た後は、競技開始前であろうと競技中であろうと、助力に該当する。

〔国内〕

i　転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常歩行や競技続行が困難となり、立ち止まりや横臥等の行動を行う競技者に対して、審判員や公式の医療スタッフが声掛けを行うことは、助力とは見なさない。声掛けを行った審判員や公式の医療スタッフは直ちに審判長または医師に状況を報告し、本人がなお競技続行の意思を持っていても、競技者の生命・身体保護の観点から審判長もしくは医師の判断で競技を中止させることができる。

ii　当該競技者が所属するチームスタッフから競技を中止させたいとの申し出があった場合、当該申し出を受けた審判員は直ちに審判長に報告し、競技者の生命・身体保護の観点から、本人がなお競技続行の意思を持っていても、審判長の判断で競技を中止させることができる。

iii　転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常歩行や競技続行が困難となり、立ち止まりや横臥等の行動を行う競技者に対して、審判員や公式の医療スタッフが一時的に介護するために競技者の身体の一部に触れることは、助力とは見なさない。

〔注意〕

競技区域は、通常、柵などで物理的に仕切られているが、本条の解釈上、競技が行われ、競技者と関連規則・諸規程で認められた者のみが立ち入ることのできる区域と定義される。

6.2　競技中、競技区域内で、助力を与えたり受けたりしている競技者は（TR17.14、17.15.4、54.10.8、55.8.8 の場合を含む）、審判長によって警告され、さらに助力を繰り返すとその競技者は失格となる。

〔注意〕

TR6.3.1 または 6.3.6 に該当する場合は、警告なしで失格とすることができる。

許可されない助力

6.3　この規則の目的から下記のような場合は、助力とみなし、許可しない。

6.3.1　同一レースに参加していない者によってペースを得ること、周回遅れか、周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技すること、あるいは（TR6.4.4、6.4.8 で許可されたものを除いて）あらゆる種類の技術的な装置によってペースを得ること。

6.3.2　ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、ＣＤプレーヤー、トランシーバーや携帯電話もしくはそれらに類似した機器を競技区域内で所持または使用すること。

6.3.3　TR5 に準拠する靴を除き、本規則で指定された、あるいは認められた機器を使用して得ることができると考えられる効果以上の利益を、使用者に提供する技術や装置を使用すること。

6.3.4　何らかの機械的補助を利用すること。但し、障がいのある競技者が機械的補助用具規程（the Mechanical Aids Regulations）に従って許可（承認）された場合は除く。

機械的補助用具規程（the Mechanical Aid Regulations）も参照のこと。

6.3.5　当該競技に関係するしないにかかわらず、競技役員が助言またはその他の支援を提供すること（競技指導を行う、長さの跳躍種目で失敗を示す場合を除き踏切地点を示す、レースで時間や距離差を教えるなど）。

6.3.6　転倒後、他の競技者から立ち上がることを手助けしてもらう以外に、前に進むための身体的な手助けを得ること。

許可される助力

6.4　この規則の目的から下記の場合は、助力とはみなさず、許可する。

6.4.1　競技区域外での競技者とコーチとのコミュニケーション。コミュニケーションを容易にするとともに、競技の進行の邪魔にならないよう、フィールド競技では競技場所に近接した観客席の一角にコーチ席を設けることが望ましい。

〔注意〕

TR54.10と55.8に関係しないコーチや他の関係者は、この場所から競技者とコミュニケーションを取ることができる。

6.4.2　競技者が競技を行うため、または、すでに競技区域にいる競技者が競技を継続するために必要なTR6.1に定める診察、治療、理学治療。

6.4.3　身体保護及び医療目的のあらゆる身体保護具（例えば：包帯・絆創膏・ベルト・支持具、冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸補助具）。審判長は医事代表と協力して、それらが競技者に望ましい物であるかどうか、それぞれ確認をする権限を有する。〔TR32.4、32.5参照〕

6.4.4　競技者本人が携帯もしくは着用して使用する心拍計、速度・距離計、ストライドセンサー、その他の類似の機器。但し、他者との通信ができないものに限る。

6.4.5　フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域（TR6.1〔注意〕参照）の外にいる者によって録画された試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像は、録画映像を提供する者のすぐ近くの位置であれば競技区域内に持ち込むことが認められる。画像をより詳しく見るために、競技者は画像を撮影した人とコミュニケーションを取りながら録画再生機器を手にしても良い。

6.4.6　指定された場所で、あるいは審判長が認めた場合に渡す帽子、手袋、靴や衣類。

6.4.7　競技役員や主催者によって任命された者による、立ち上がったり医療支援を受けたりするための身体的な手助け。

6.4.8　電子ライトや類似の器具による、レースの進行時間や関連する記録の提示。

〔国内〕

1. 視覚障がい者がトラック競技および道路競技に参加する場合のガイドランナーは助力とはみなさない。視覚障がい競技者とガイドランナーについては国際パラ陸上競技連盟（WPA）競技規則に準ずる。
2. 聴覚障がい者のスタートを補助するライトは、他の競技者よりも有利になる器械とはみなさず、使用を認める。

TR6は近年、陸上競技の実施方法の変化、コーチの役割の尊重、技術革新や新製品への対応を図る等のために、絶えず改訂されてきた。WAは、イベントや競技会で新製品や新たなトレンドが一般的になった時点で、速やかにそれらに対応していく。

これらの規則の変更は、競技者の競技への参加を可能な限り容易にし、競技者／コーチと競技役員との間の不必要なもめ事を減らすよう考慮されている。本規則の各条項は、競技会が誰にでも公平に行われることを常に保証しているという観点から解釈されるべきである。

しかし、TR6.3.5は競技役員が自らの任務として決められている範

囲を超えて競技者を援助すべきではないことを明確にしている。例として長さの跳躍で競技役員が無効試技だった時の痕跡位置を伝える目的以外に、踏切位置の詳細を競技者に教えるべきではないと具体的に記している。

TR 7.　警告および失格

誠実に力を尽くしての参加、反スポーツマンシップ行為および不適切な行為

7.1　競技者およびリレー・チームは、誠実に力を尽くして陸上競技会に参加しなければならず、反スポーツマンシップ行為や不適切な行為を行ってはならない。本規則に従わない競技者またはリレー・チームには、警告または失格が科せられる場合がある。

審判長は、当該規則またはCR6.1〔注意〕ii、iii、iv、TR6、16.5、17.14、17.15.4、25.5、25.19、54.7.6、54.10.8、55.8.8に違反があった競技者やリレー・チームに警告を与えたり、当該競技会から除外したりする権限を持つ。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入する。審判長が警告および除外処分を行った場合は、そのことを記録・情報処理員および他の審判長に知らせなくてはならない。

招集所審判長はウォーミングアップ場から競技場所に至るまで、競技規則を適用する権限を有する。その他の場合も含め、審判長は競技中だけでなく、競技を終えた後にも担当した種目について権限を持つ。

当該審判長は競技場所やウォーミングアップエリア、招集所、コーチ席も含めた競技に関連する場所で、競技者以外の者がふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行ったりした場合、（競技会ディレクターがいる場合は相談の上）警告を与え、除外することができる。

〔注意〕

i　審判長は十分な根拠のある状況では、警告なしで競技者やリ

レー・チームを除外する事ができる。〔参照　TR6.2〔注意〕〕

ii　競技場外で行われる競走競技と競歩競技の審判長は、（例えば、TR6、54.10、55.8に係る）違反があった場合には、失格を告げる前に警告を与えなければならない。異議を申し立てられた場合はTR8を適用する。

iii　本条に基づき当該競技者やリレー・チームを当該競技から除外する場合には、すでにイエローカードで警告が与えられている競技者に対しては、審判長は二回目のイエローカードを示した後、直ちにレッドカードを提示する。

iv　一回目の警告に気付かないでイエローカードによる警告を提示した場合、その後、二回目の警告である事実が判明した時点で、レッドカードを提示したのと同じ結果となる。審判長は直ちに当該競技者やリレー・チーム、もしくは所属チームに対して除外通知を行なわなければならない。

カードが示され記録される方法に関連して、以下の通りガイドラインを示し、明確化する。

a.　イエローカードとレッドカードは、懲戒処分（主に当該規則を参照）だけでなく、懲戒的と考えられる性質を持つ特定の規則違反のいずれかで与えられることができる。

b.　通常、レッドカードの前に、イエローカードが与えられるのが一般的なこととして想定されるが、特に悪質な反スポーツ的または不適切な行為、あるいは誠実な努力をせずに競技に参加した場合には、直ちに（イエローなしで）（イエローなしで）レッドカードを出すことができる。この場合、競技者あるいはリレー・チームは、かかる決定をジュリーに上訴する機会が与えられていることを忘れてはならない。

c.　イエローカードを出すことが現実的でなく、さらに論理的でない場合もある。例えば、TR6.2の注意は、レース中のペーシングがあったなどTR6.3.1に該当することが明確に証明されれば、即、レッドカードを出すことが特に認められる。

d.　同様の状況は審判長がイエローカードを出した際に、競技者あるいはリレー・チームが不適切な態度を取った場合、直ちにレッ

ドカードを出すことが正当化されるような場合も起こりうる。不適切な行為が、時間的に完全に異なる2つの別個の事例として発生している必要はない。

e.〔注意〕iii により、競技者あるいはリレー・チームがその競技会中に既にイエローカードを出されており、次に出されるカードがレッドカードとなることを審判長が認識している場合には、審判長は最初に2回目のイエローカード、その後、レッドカードを提示する。しかし、審判長が2回目のイエローカードを表示しない場合であっても、レッドカードの提示は無効とはならない。

f. 審判長がすでに出されたイエローカードを認識しておらず、イエローカードのみを表示した場合は、この事実が判明した時点で、できるだけ早くその競技者を失格させるための適切な措置を講じる。通常、これは審判長が直接競技者本人に、またはチームを通して競技者に通告することによって行われる。

g. リレー競技では当該競技会のどのラウンドであっても、一人または複数のチームメンバーが受けたカードは、チームに対して示されたものとしてカウントする。このため、もし、リレーに出場している一人の競技者がリレー競技の予選、決勝等のラウンドで2回目のイエローカードを示されたのなら、当該リレー・チームはレッドカードを示されたことになり、失格となる。

競技規則違反による失格の取扱い（TR7.1の非適用時）

7.2　競技者が競技規則（TR7.1の適用を除き）に違反をして失格させられれば、その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。

しかし、その前のラウンドで達成された記録や混成競技でその種目の前までに達成された個々の種目の記録は有効とする。

競技規則違反による失格の取扱い（TR7.1適用時）

7.3　競技者がTR7.1により競技会から除外となった場合は、その種目で失格となる。2回目の警告が違う種目で行われた場合

は2回目の種目で失格となる。その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、その前のラウンドまでの記録、またはそれまでに出場した他の種目や混成競技における当該種目の前までの記録は有効とする。

この失格により、当該競技者はその競技会におけるそれ以降の全ての競技やラウンド（混成競技の個々の種目や、同時に参加している他の競技やリレーも含まれる）から除外される。

7.4 リレー・チームが TR7.1 により競技から除外処分を受けた場合、そのチームはそのリレー種目では失格としなければならない。除外処分を受ける前のラウンドまでの記録は有効とする。リレー・チームの失格が TR7.1 による競技者個人の行為の結果である場合、TR7.3 が当該競技者に適用される。それ以外の場合、かかる失格は、競技者やリレー・チームがその競技会の他の種目へ出場することを妨げるものではない。

但し、個々の競技者の一つまたは複数の行動が極めて悪質だと見なされる場合は、当該競技者に TR7.1 を適用し、警告を与えたり競技会から除外したりすることができる。

7.5 違反が重大であるとみなされた場合は、総務は不適切な行為として本連盟に報告しなければならない。

TR7.3はリレー競技中に2回目の警告を受けた競技者、または、リレー競技で当該チームの失格につながる除外を直接受けた競技者にも適用される。

以下の例は、リレー競技でイエローカードを受けた場合の潜在的な影響をさらに明確に示したものである。

＜例1＞

・競技者Aが個人種目でイエローカードを受けた

・競技者Aがリレー競技でさらにイエローカードを受けた

→ 競技者Aはレッドカード（イエローカード2回目）、リレー・チームは失格

＜例2＞

・競技者Aが個人種目でイエローカードを受けた

・競技者Bがリレー競技でイエローカードを受けた

→ それ以上の措置は取られない

＜例3＞

・競技者Aが個人種目でイエローカードを受けた

・競技者Bがリレー競技でイエローカードを受けた

・競技者Cが同じリレー競技でイエローカードを受けた

→ リレー・チームはレッドカード（イエローカード2回目）を受け失格、各競技者は他の種目に出場可能

〔注釈〕

TR7ならびにTR8でいうラウンドとは予選や決勝などのことであり、走高跳、棒高跳でのある高さ、他のフィールド競技における試技回数とは異なる。

TR 8.　抗議と上訴

〔注釈〕

上訴を行うことができるのは、ジュリーが置かれている競技会でのみである。

8.1　競技会に参加する競技者の資格に関する抗議は、競技会の開始前に総務になされなければならない。総務の決定に対し、ジュリーに上訴できる。競技会が始まるまでに解決しない場合は、その競技者は「抗議中」の状態で競技に参加することが許される。その抗議は、本連盟（〔国際〕競技会統括団体）に付託しなければならない。

8.2　競技（ラウンド）の結果または競技実施に関する抗議は、その競技（ラウンド）の結果の正式発表後30分以内に行わなければならない。主催者は記録発表を行った時刻を記録しておかなければならない。

〔国内〕

同一日に次のラウンドが行われる競技では、その結果が正式に発表されてから15分以内に申し出なければ、なんら問題はなかったものとみなされる。

8.3　競技の結果または行為に関するいかなる抗議も、競技者自身または代理人あるいはチームを公式に代表する者から審判長

に対して口頭でなされなくてはならない。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している（〔国際〕または、チーム得点対抗の競技会で競技している）チームに限り抗議（あるいは上訴）することができる。公正な判定を下すために、審判長は自身が必要と考える利用可能な証拠（公式ビデオで撮影された映像や写真、またその他のあらゆる入手可能なビデオ映像証拠を含む）を考慮する。審判長はその抗議に結論を下すことも、ジュリーに付託することもできる。もし審判長が結論を下したとしても、抗議を行った者はジュリーに上訴することができる。

〔国際〕

審判長がその場にいない、あるいは対応できない場合の抗議は、テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）を通して行う必要がある。

〔国際ー注意〕

WA写真判定員が任命されている場合、競技者の順位に関する抗議に関しては、トラック審判長と競歩競技審判長に代わって対応する必要がある。

8.4　トラック種目で、

8.4.1　〔国際〕不正スタートを告げられたことに対して直ちに現場で抗議（競技中の抗議）をした場合、スタート審判長（スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長と競歩競技審判長）は、不正スタートであったと少しでも確信が持てない時、その権利を留保するために自分の裁量で、抗議中として競技者が競技することを許可できる。WAが承認したスタート・インフォメーション・システム（SIS）により不正スタートの判定が下された場合、当該競技者は競技を継続することはできない。但し、スタート・インフォメーション・システム（SIS）が明らかに不正確であると審判長が判断した場合はこの限りでない。

「抗議中」として競技することを認めた場合、競技者に対して赤白（斜め半分形）カードを示す。

〔国内〕

スタート・インフォメーション・システム（SIS）使用時のみ、主催者は当該規則を適用することができる。

8.4.2　スタートに関するレース後の抗議は、スターターが不正スタートであったにもかかわらずリコール（呼び戻し）できなかった場合、またはTR16.5の行為があったにもかかわらずスタートの中止ができなかったことを理由に行われる。その抗議は、通常、誠実に力を尽くしてそのレースを走り終えた競技者本人、またはその競技者の代理人からのみ行うことができる。抗議が認められると、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、TR16.5、16.8、39.8.3の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分の可能性のあるなしにかかわらず、審判長は当該種目の全部または一部の競技を無効とする権限を有する。審判長が全部または一部の競技をやり直すことが公正であると判断した場合は、再レースを行う。

〔注意〕

TR8.4.2における抗議および上訴の権利は、スタート・インフォメーション・システム（SIS）が使われている、いないに拘わらず適用される。

8.4.3　不正スタートとして誤って競技から除外された競技者による抗議や上訴がレースの後に認められた場合、記録を残すために走る機会が与えられる。その結果によっては、次のラウンドに進むことができる。

審判長かジュリーの何らかの決定か、特別な状況（例：次ラウンドまでの時間が短すぎたり、レースの間隔が短すぎるような場合）でない限り、いかなる競技者もそれまでに行われる全ラウンドで競技をしないで次のラウンドに進むことはできない。

〔注意〕

この規則は審判長やジュリーが適用するのがふさわしい

と考えた時に、適用することができる。〔参照　TR17.1〕

8.4.4　レースを終了しなかった競技者またはチームによって、あるいはそれらに代わって関係者から抗議がなされた場合、審判長は最初に、当該競技者またはチームがそのレースで当該抗議以外の他の事由によって失格となっていないかを確認しなければならない。失格となっている場合は、その抗議は却下されなければならない。

スタート審判長が不正スタートを課せられた競技者による現地での抗議（競技中の抗議）を裁定する時は、利用可能な全てのデータを考慮しなければならず、競技者の抗議が妥当である可能性がある場合に限り、競技者は抗議中（Under Protest）の立場で競技することが認められる。そのレース後、審判長により最終決定がなされなくてはならないが、その決定に対し競技者がジュリーに上訴することは可能である。しかし、誤解のないように補足すれば、不正スタートが正常に動作しているスタート・インフォメーション・システム（SIS）によって感知された場合、及びその競技者に不正スタートの責任があることが視覚的に明らかで抗議を認める理由がない場合には、審判長は通常、抗議中の立場で競技することを認めてはならない。但し、反応時間が許容限界に近づくと、動きがほとんど見えなくなる可能性があることが知られている。このような場合、スタート審判長が技術的検証を必要とすると判断したら、関係者全員の権利を保護するために、スタート審判長は抗議中の立場で競技者が競技することを許可することができる。

これらの規則はスターターが不正スタートを呼び戻せず走らせてしまった場合だけでなく、スターターが（不適切行為等があったにもかかわらず）適切にスタートを中止できず走らせてしまった場合にも適用される。どちらの場合も審判長はそれぞれの事案に関わる全ての要素を考慮し、レース（全員またはその一部人数で）を再度実施する必要があるかどうかを判断する必要がある。

極端な状況の二つの例を挙げると、フィニッシュした競技者が不正スタートしたにもかかわらずリコール（呼び戻し）がなかったとしても、マラソンでは再レースは論理的ではないし、不要である。し

かし、短距離種目で不正スタートしたにもかかわらずリコール（呼び戻し）がなかったことで他の競技者のスタートやレースに影響を与えた場合は、再レースが不要とは言えない。
一方、予選において、あるいは混成競技のレースにおいて、スターターが不正スタートを呼び戻せず走らせてしまったか、スターターが（不適切行為等があったにもかかわらず）適切にスタートを中止できず走らせてしまったことで、1人もしくはそれ以上の競技者が不利益を被ったことが明らかな場合、審判長は被害を被った競技者だけに再レースの機会を与えるという決定をすることができ、その場合の条件も定めることができる。
TR8.4.3は競技者が間違って不正スタートと判定され、レースから除外されてしまった状況を想定している。

8.5　〔国際〕フィールド種目で、もし競技者が無効試技と判定されたことに対し、直ちに現場で抗議（競技中の抗議）を行った場合、審判長は疑義があると考えたら、該当する事項を保全するためにその試技を計測、記録させることができる。

〔国内〕

主催者は当該規則を適用することができる。

8.5.1　距離を競う競技種目において、もし抗議に該当する試技が、8人を超える競技者が競技する前半の3ラウンドで発生した場合で、抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、その競技者はそれ以降の試技のラウンドへ進むことができる。

8.5.2　高さを競う競技においては、その抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、次の高さに進むことができる。

審判長は無効試技の判定に少しでも確信が持てない時は、関連する全ての権利を保全するため、抗議中として競技者に競技継続を認めることができる。

審判長が自身の肉眼による監察、またはビデオ審判長から受け取った助言により、審判員の判定が正しいと確信している場合、競技者

が抗議中として競技を継続することは認められない。

しかし、現場での抗議（競技中の抗議）の対象である試技の計測（距離の保全）を命じるかどうかを検討するにあたり、

a.　審判長はルールの明確な違反があった場合、例えば、走幅跳で問題の競技者が粘土板に明瞭な痕跡を残していたり、投てき種目で投てき物が角度線の明らかに外側に落下した場合には、記録の保全をすべきではない。

b.　審判長は多少でも判定に疑念がある場合には、常に（競技会の進行を遅らせることなく直ちに）記録の保全をおこなうべきである。

ピンまたはプリズムを持った落下域担当の審判員が、（投てき種目で投てき物が完全に角度線外に落下した場合を除き）旗を持った審判員が赤旗を上げるのを見たとしても、着地地点の痕跡をどんな時でも（記録の保全に備えて）常にマークしている時、この規則が十分に理解されているといえる。競技者による現場での抗議（競技中の抗議）だけでなく、旗を持った審判員が誤って、または偶発的に間違えた色の旗を上げてしまう可能性もある。

8.6　抗議対象となった競技の成績や当該競技者が抗議中として競技した結果得られた成績は、審判長がこれを有効と認める判断を下すか、上訴が行われジュリーがその主張を認めた場合に限り、有効となる。

〔国際〕

フィールド競技において現場で抗議（競技中の抗議）が行われ、抗議中として競技を行なう競技者がいる場合、その抗議が認められれば競技を続けることができないはずの別の競技者も競技を続けることが認められた場合、抗議の扱いがどうなったかにに関わらず、競技継続が認められた競技者の記録や最終成績は有効となる。

〔国内〕

TR8.5を適用した場合は、上記〔国際〕の規定も適用する。

TR8.6の最初の段落の内容は、フィールド種目だけでなく、全ての

種目に適用される。

8.7　ジュリーに上訴する場合は、次のいずれかの時点から30分以内とする。

8.7.1　審判長の裁定により当該種目の結果が変更された場合は、その結果が公式に発表された時。

8.7.2　結果が変更されなかった場合は、抗議者に対してその旨の通知が行われた時。

上訴は競技者、競技者の代理人、またはチームの代表者によって署名された文書により、預託金20,000円（国際競技会では100米ドルまたは相当額）を添えて行われなければならない。この預託金は上訴が受け入れられなかった場合は没収される。上訴に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り、上訴することができる。

〔国内〕

同一日に次のラウンドが行われる競技では、ジュリーへの上訴は審判長の裁定から15分以内とする。

〔国際ー注意〕

当該審判長は抗議に対する裁定を下した後、直ちにTICに対して裁定結果を申立者に対して伝達した時刻を通知しなければならない。審判長が当該チーム・競技者に対して口頭で裁定を知らせることができなかった場合は、TICで訂正された結果もしくは裁定結果を掲示した時刻をもって、公式発表が行われた時刻とする。

8.8　ジュリーは審判長の決定をジュリーが十分に支持している場合を除き、当該審判長や全ての関係者から聞き取りをしなくてはならない。もしジュリーが納得できない場合は、他の証拠についても考慮することができる。入手可能なあらゆるビデオ記録を含む証拠でも結論が出ない場合は、審判長あるいは競歩審判員主任の裁定が支持される。

8.9　ジュリーは新たに決定的な証拠が提示された場合、新たな決定に変更可能な状況であれば決定を再考しても良い。決定の再考は通常その種目の表彰の前までに行われるものとする。

但し、競技会統括団体がその後であっても状況が許されると判断する場合は、その限りではない。

ある特定の状況において、審判員（CR19.2）、審判長（CR18.6）およびジュリー（TR8.9）は、そうすることが可能で現実的であるなら、それぞれが下した決定を再考できる。

8.10 〔国際〕 競技規則でカバーできない点に関する決定は、ジュリーの議長からWA最高責任者（CEO）へ報告しなければならない。

8.11 ジュリーの決定（ジュリーをおかない競技会や、上訴がジュリーにまで上がらなかった場合においては、審判長の決定）が最終のものであり、スポーツ仲裁裁判所に対するものを含めて、更なる上訴の権利はない。

〔国内〕

1. 上訴の文書は本連盟指定の形式に準ずる（本連盟ウェブサイトから入手可能。記入例は陸上競技審判ハンドブック参照）。
2. ジュリーをおく競技会における上訴の文書は、総務または抗議の手続きについての任務を有する総務員に提出し、審判長を経てジュリーに回付する。

TR 9. 競技の区分

9.1 この規則の下では、以下の競技区分を適用することができる。

・男子競技

・女子競技

・男女混合競技

男女混合競技とは、男子および女子が一緒に参加し、成績が男女別に分類されない競技、または男子および女子が同一チームを構成するリレー競技や団体競技のことをいう。

〔注意〕

男女混合競技は、加盟団体が定める規則に従って認められる。

TR3において定義される男子および女子のカテゴリーは、競技者の競技参加資格を示すものである。一方、TR9.1において定義される競技の分類は、競技結果の分類を示すものである。競技分類には、男子のみ、女子のみ、または男女混合の分類が設けられる場合がある。

9.2　TR3.3および3.4に基づき男子カテゴリーにおいて競技する資格を有する競技者は、男子競技または男女混合競技に分類されるものとする。 同条に基づき女子カテゴリーにおいて競技する資格を有する競技者は、女子競技または男女混合競技に分類されるものとする。

男女混合競技においては、男子競技者および女子競技者が一緒に、単一の競技区分として競技を行う。

男女同時実施競技

9.3　男女同時実施競技とは、男女が共に参加し、男子および女子のそれぞれの成績が別々に分類される競技を対象とする。

9.4　競技場内のみで行われる男女同時実施競技は、原則として認められない。

但し、以下の場合は認められる。

- ワールドランキング競技会定義1.(a)、(b)、(c)と2.(a)、(b)、(c)の競技会において、当該種目に当該規則を適用することが規定されているフィールド競技。
- ワールドランキング競技会定義1.(d)、(e)と2.(d)、(e)の競技会におけるフィールド競技と、TR 9.4.1に基づいて行うことを所管するエリア陸連が特に許可している5000m以上のレース。
- ワールドランキング競技会定義3.の競技会におけるフィールド競技と、TR 9.2.1に基づいて行うことを所管する各国陸連が特に許可している5000m以上のレース。

9.4.1　5000m以上の競技で、競技場内で男女同時実施競技を実施することは、原則として認められない。但し、男女

のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに参加人数が少なく、男女別々での実施が非効率的である場合に限り、男女同時実施競技を実施することが認められる。

競技結果は男女別に分類され、各競技者の性別を表示しなければならない。なお、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。

〔国内〕

男女のいずれかが8名以内で男女の合計が30名以内の場合に限り、男女同時に競技を実施することを認める。

9.4.2 フィールド競技における男女同時実施競技では、男女が同時に同じ場所で同じ種目を行うことができる。その際には、記録用紙は男女別々に作成しなければならない。男女同時に同一種目を行う場合、各ラウンドは一つの性別の競技者全員を先に行ない、その後に別の性別の競技者全員が行うことも、それぞれの性別の競技者が交互に行うこともできる。TR25.17（試技時間）の目的から、男子・女子に分けてではなく、全競技者の人数で試技時間を考えなければならない。高さを競う跳躍競技が男女同時に一か所で行われる場合には、事前に公表されている当該競技全体に適用されるバーの上げ幅も含めて、TR26～28は厳格に適用されなければならない。

TR9.4.1の目的は男女のいずれかまたは男女ともに少人数の競技者が出場する場合に、5000m以上のレースの実施を容易にすることである。

この規則の目的は、女性競技者が男性競技者と競技する機会を提供することにより、潜在的により良い記録が出せる環境を作り出すことではない。

男女同時実施競技とは以下の競技である。

a. すべての国内競技会においては、フィールド競技およびTR9.4.1に従って行われる5000m以上のレースで所管する各国

陸連によって特別に許可されている競技。（エリア陸連からの追加の許可は必要ない）

b.　ワールドランキングコンペティション定義1.(d)、(e)　と 2.(d)、(e) に該当する競技会においては、フィールド競技および所管するエリア陸連によって特別に許可されている TR9.4.1 に従って行われる5000m以上のレース。

c.　ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)、(c) と2.(a)、(b)、(c)、(e) に該当する競技会においては、フィールド競技に関して、当該競技会に適用される規則にその旨が規定されていなければ認められない。

男女同時実施競技での世界記録の公認には制限がある。CR31.1（5000m以上のトラックレース）と CR32（女性の道路競走）を参照。CR32〔注意〕ii は、男性と女性の両方が参加する状況において、女性の唯一の競走としてどのように認められるか（女性単独での記録の達成）についての指針を提供する。（CR25.2、25.3 も参照）

TR 10.　測量と計測

10.1　〔国際〕　マークの正確性、および TR2、11.2、11.3、41の設備の配置状況は、有資格計測員によって計測の詳細と関連する組織・団体あるいは設備の所有者ないし運営者に対して提出された、適切な検査済証とともにチェックされなければならない。

この計測者は本目的のために、競技場の設計図や図面、最新の計測証明書など全ての情報にアクセスできるものとする。

10.2　〔国際〕　ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)、(c) と2.(a)、(b) に該当する競技会においては、トラックおよびフィールド競技の計測は、正しく目盛りが設定された鋼鉄製巻尺、高度計または科学計測装置で行われる。これらの計測機器は国際基準に従って製造され、正しく調整されたものでなければならない。競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって認められた適切な組織によって認証されていること。ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)、(c) と2.(a)、(b) 以外の競技会においては、ファ

イバーグラス製巻尺を使用してもよい。

〔国内〕

1. 本連盟では「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であることを認定する。
2. 本連盟が主催、共催する競技会においては、トラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製の巻尺、高度計、または科学計測装置で計らなければならない。その他の競技会においてはファイバーグラス製の巻き尺を使用してもよい。
   計測、計量器具は検査済のものを用いなくてはならない。
3. 特殊機器については、本連盟の承認を得たものでなければならない。
4. 施設用器具に関する測定単位は、原則として次のように表示する。

例	m止まりの場合	88 m
	m以上で端数のある場合	2 m 135
	m未満の場合	10㎜

〔注意〕

記録の公認については CR31.17.1 を参照。

TR 11.　記録の有効性

11.1 〔国際〕 ワールドランキングコンペティションで達成された記録のみを有効とする。

〔国内〕

競技者の記録は、本連盟規則に基づいて準備された競技会で、かつ本連盟が認めた用器具を競技者が使用していなければ有効としない。

11.2 通常、競技場内で実施される種目の記録が一般的な陸上競技場以外（例えば街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等に作られた仮設施設）や競技場内に一時的に作られた施設で達成された場合は、下記全ての条件を満たしていれば全ての目的（世界記録を含む記録）において認められる。

11.2.1 CR1 に規定されている競技会統括団体が開催を承認して

いる競技会であること。

11.2.2　公認審判員が指名され、当該競技会の審判にあたっていること。

11.2.3　規則に準拠した機器や用器具が使用されていること。

11.2.4　〔国際〕　その競技施設がWA競技規則に合致し、TR10に基づく計測が競技会前と、できれば当日にも行われていること。

〔国内〕

その競技施設は本連盟の諸規則に合致し、公認競技会を開催しうる十分な精度のある適切な施設であることを本連盟が認定していること。

TR11.2に記載された競技会が2日以上にわたって開催される場合、最初の種目実施日までに検定を実施する必要がある。いずれの場合でも、検定員が検定対象の施設の移動または変更が行われないことを確認できる場合、検定は最初の種目の実施日の2日前までに完了すればよい。

11.3　施設の長さやその他の仕様が200mトラック（ショート・トラック）競技規則に準拠していない、完全または部分的に壁や屋根に覆われた会場で行われる競技の記録は有効であり、以下の全ての条件を満たす場合には、400mトラックで達成されたものと同様の記録として扱う。

11.3.1　CR1に規定されている競技会統括団体が開催を承認している競技会であること。

11.3.2　公認審判員が指名され、当該競技会の審判にあたっていること。

11.3.3　規則に準拠した機器や用器具が使用されていること。

11.3.4　（楕円形の）トラックの1周が201.2m（220ヤード）より長く、400mを超えていないこと。

11.3.5　規則に適合した競技エリアや競技施設で行われ、一時的に作られた仮設施設で行われる場合にはTR10に従って測量と計測が行われていること。

〔国内〕

その競技施設は本連盟の諸規則に合致し、公認競技会を開催しうる十分な精度のある適切な施設であることを本連盟が認定していること。

〔国際ー注意〕

競技場所・施設が規則に合致していることを示す報告書の現行の標準書式は、WA事務局より入手可能で、必要に応じてWAのウェブサイトまたはグローバルカレンダープラットフォームからダウンロードすることができる。

規則に適合し、競技者に利点となるものは何もない施設において、関連する全ての規則に従って達成された記録は、同じ種目であれば、屋根付きの競技場で達成された記録（例：屋根付き400mトラックや直走路で行われる競技の記録）であっても、屋外競技場で達成された記録と同じリストに記載され、統計目的で使用されることを妨げない。200m未満のショート・トラックで行われる競技の記録は、ショート・トラックの記録に含まれる現在の慣行に変更はない。

11.4　予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の1位決定戦の記録、CR18.7、TR8.4.2、17.1、25.20の各規定により、審判長が再試技（再レース）と判断した競技（レース）の全部または一部の記録、競歩でTR54.7.3により失格とならなかった競技者の記録、混成競技で競技者が全種目で競技したか否かに関係なく個別種目で達成した記録は、競技規則に従って行われていれば、通常、統計、最高記録、ランキングや参加標準記録といった目的では有効なものとして扱われる。

〔注釈〕

フィールド競技で競技開始後、競技者が途中棄権した場合も同様に、そこまでに達成した記録は有効なものとして扱われる。

〔国内〕

上位大会出場の進出者を決める際に同順位が複数いて、その中から選出する必要がある場合、その選出方法は主催者が決

めることができる。選出方法は抽選に加え、追加レースや追加試技を行うこともできる。
追加レースや追加試技で達成された記録は、当該競技会での順位決定とは無関係であるが、個人（チーム）の最高記録、ランキング、参加標準記録といった目的では有効なものとして取り扱われる。

WA は競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを判断することのみを目的として、以下を例外的に決めている。
個々の種目で、条件が満たされていなければならないが、風速が測定される種目において以下の条件の少なくとも一つが満たされなければならない。

(a) 個々の種目における風速は、毎秒 +4m を超えてはならない。
(b) 平均風速（個々の種目ごとに測定された風速の合計を種目数で割ったもの）は、毎秒 +2m を超えてはならない。。

TR 12. ビデオ記録

ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)、(b)、(c) に該当する競技会および、できるならばその他の競技会においても、全ての種目において技術代表が納得する形で公式のビデオ撮影を行うものとする。ビデオ記録は指名されていればビデオ審判長の職務を十分にサポートするものとして、その他の場合でも競技内容の正確性と規則違反が立証できるものが望ましい。
ビデオ記録に関する情報は WA のウェブサイトから入手可能な the Video Recording and Video Referee Guidelines により提供される。

ビデオ審判長を競技会で任命することは、十分なビデオ収集および再生システムが利用可能な競技会においては、多くの場面で実際の監察に大きな影響がある。
ビデオ審判長は一般的に、トラック種目（例えば、スタート、曲走路の内側レーンへの入り込み、妨害や侵害、レーンからの早期離脱、リレーの引き継ぎなど）に関して積極的に行動することができる。フィールド種目の一部または全部について同様の役割を果たすのに

十分な数のカメラと機器があれば、ビデオ審判長はトラック審判長と同様の役割を担うことができるが、通常はフィールドの現場にいる審判長からの特定の案件についての画像確認要請に対応する。
トラック種目の場合、ビデオ審判長はビデオルームにある一つまたは複数のスクリーンでレースを監察し、自分の所見に基づいて、または競技エリアにいる審判長や監察員主任からの照会に基づいて、利用可能な再生された画像を見て特定の事案を解決する。その結果、規則違反が明らかな場合は適切な決定を下したうえで、その決定内容をトラック審判長と写真判定員主任に報告しなければならない。同様に、監察員またはトラック審判長および競歩競技審判長が規則違反の可能性を報告している場合は、ビデオ審判長によって確認され、適切な助言と決定がなされる。
さらに、公式ビデオ映像はこれまでと同様に、抗議や上訴を扱うためにも使用される。
近年では主催者が独自のシステムを手配するのではなく、経験豊富な会社が競技会向けに構築された既存サービスを提供することが一般的になりつつある。但し、どちらの方法を選択してもよい。

TR 13.　得　点

点数制によって順位を決定する競技会においての採点方法は、競技開始までに参加する加盟団体またはチームの合意を得なければならない。但し、適用される規則で規定がある場合はその限りではない。